

(評価機関コメント)	「居宅介護支援業務マニュアル」を作成され、年に1回「グループ居宅部会」で見直しをされています。「居宅運営会議」は週1回開催する他、3か月に1回、事例検討会を開催するなど情報の共有に取り組まれています。モニタリング訪問の他、電話やメールにて遠方の家族に連絡されています。			
------------	--	--	--	--

(6) 衛生管理

感染症の対策及び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、職員全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
事業所内の衛生管理等	27	施設（事業所）内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	A	A
(評価機関コメント)	「グループ居宅部会」にて居宅介護支援事業所対象の「感染対策マニュアル」を作成されている他、全職員対象向けの感染症予防研修(年2回)に参加されています。事業所内は外部委託にて清掃されている他、居宅介護支援事業所の職員も参加している「衛生管理委員会」が毎週、衛生環境に加え労働環境が適切かを確認されています。			

(7) 危機管理

事故・緊急時の対応	28	事故や緊急時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A
事故の再発防止等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	A	A
災害発生時の対応	30	災害発生時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A
(評価機関コメント)	利用者の財産の損壊、従業員のコンプライアンス違反等を事故と定義した「緊急時対応マニュアル」を作成され年1回見直しをされています。事故が発生した際は「コールバック連絡書」を作成し原因の分析と再発防止策を検討し、「グループ居宅部会」でマニュアルを変更する仕組みを確認しています。「消防・非常災害対策計画」を作成され、年に2回、災害を想定した訓練を実施されています。また、定期的に稻荷山小学校にて実施される稻荷山学区の避難訓練に参加されていました。			

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目	評価結果	
					自己評価	第三者評価

IV 利用者保護の観点

	(1) 利用者保護					
	人権等の尊重	31	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮したサービス提供を行っている。	A	A	
	プライバシー等の保護	32	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもつてサービスの提供を行っている。	A	A	
	利用者の決定方法	33	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A	
(評価機関コメント)		武田病院グループの理念と基本方針に権利の尊重や人権について明記されており、年2回「職員全体研修」にて身体拘束・虐待防止の全体研修を実施されていました。個人情報保護・プライバシー保護に関しての研修を年1回実施されており全職員がプライバシー保護の意識向上に努めておられました。利用者及び家族からの相談は「相談室」を使用して対応していました。 利用申込相談を受けた際には、基本的には受け入れを断らない姿勢をとられており公平・公正な体制を維持されていました。				
(2) 意見・要望・苦情への対応						
	意見・要望・苦情の受付	34	利用者の意向（意見・要望・苦情）を広く拾い上げ、収集する仕組みが整備されている。	A	A	
	意見・要望・苦情等への対応とサービスの改善	35	利用者の意向（意見・要望・苦情）に迅速に対応するとともに、サービスの向上に役立てている。	A	A	
	第三者への相談機会の確保	36	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A	
	(評価機関コメント)		毎月実施しているモニタリングにて利用者の意向を確認され記録されており、年1回「顧客満足度調査」を実施や「ご意見ハガキ」を毎月の請求書に同封され、返信結果は「稻荷山通信」で公表されていました。 苦情や相談及び意見を聞き取った際には必ず支援経過記録に記載されて「居宅運営会議」にて情報共有され検討し対応をとられていました。また苦情を受け付けた際には「苦情等受付書」または「コールバック連絡書」に記録されており管理者に加えて施設長及び第三者委員に報告する仕組みがありました。 第三者委員が入所判定委員会のメンバーとして参加されており透明性を確保されていました。また第三者委員の連絡先を重要事項説明書に表記されており利用者や家族が直接話をする機会があることを確認しました。			
(3) 質の向上に係る取組						
	利用者満足度の向上の取組み	37	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	A	A	
	質の向上に対する検討体制	38	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む各部門の全職種の職員が積極的に参加している。	A	A	
	評価の実施と課題の明確化	39	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施するとともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	A	A	
	(評価機関コメント)		「居宅運営会議」にて把握した顧客満足度調査結果を分析・検討されておりサービスの改善策を検討した事例を確認が書面にて確認出来ました。 「サービス向上業務改善委員会」を月に1回開催されており居宅介護支援事業所の職員は委員会メンバーではないが議事録を回覧にて確認をされています。 武田病院グループの「居宅部会」で各事業所の評価や取組策などを確認して情報共有されており、コロナ感染症の拡大予防の観点から現在はオンライン会議を使用して会議を開催される工夫をされていました。 「監査管理規定」を設置され、内部監査体制がとられておりサービス提供の質の向上に努められていました。			

様式 7

アドバイス・レポート

令和 2 年 12 月 23 日

※平成 25 年 4 月 1 日以降に支援機構への受診申込分から適用

令和 2 年 10 月 1 日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた(特別養護老人ホームヴィラ稻荷山)につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

特に良かった点とその理由 (※)	<p><丁寧なケアマネジメントのプロセス></p> <p>毎月、サービス事業所に「モニタリング情報提供のお願い」を送付し支援状況を把握する工夫をされている他、アセスメントと居宅サービス計画書原案を作成する度に他の職員全員からチェックを受ける仕組みを構築されており、利用者や家族の希望に沿ったプランを作成していました。</p> <p><職員のストレス管理></p> <p>職員対象のご意見箱の設置、施設長の年 1 回のヒヤリング実施など、職員の希望を聞く仕組みが複数あり、出された要望に対しては速やかに対応されていました。また、休憩室はプライバシーに配慮されているほか、コロナ感染症対策として会議室や相談室などを休憩室として開放され、職員が安心して休憩できる環境を整えておられました。</p> <p><地域との交流></p> <p>毎年地域住民や利用者、家族を対象に居宅介護支援事業所の職員も参加して「介護者のつどい」を開催し、講演会、介護相談を実施、地域で開催される認知症サポーター養成講座に講師として参加するなど地域交流に積極的に取り組み、貢献されています。現在も地域交流スペースを地域住民の作品の展示スペースとして活用するなどコロナ禍でもできる地域交流を工夫されていました。</p>
特に改善が望まれる点とその理由 (※)	<p><個人情報保護及びプライバシー保護></p> <p>事務所の構造上入り口天井部開放されているため事務所での電話対応の声が漏れてしまう可能性があります。また事務所のドアは施錠出来るようになっているものの事務所内の個人ファイルは鍵の無い書庫にて管理されています。</p> <p><サービス向上委員会の設置について></p> <p>施設として「サービス向上委員会」を設置されており議事録を回覧し情報共有をされていましたが、委員会のメンバーに居宅介護支援事業所の職員が</p>

	参画されていませんでした。
具体的なアドバイス	<p>＜個人情報保護及びプライバシー保護＞</p> <p>事務所入り口上部からビニール製のカーテンを吊るすなど少しでも遮音出来るような対策をとられてはいかがでしょうか。また、個人ファイルについては鍵のかかる書庫などを設置されることで個人情報漏洩対策をされてはいかがでしょうか。</p> <p>＜サービス向上委員会の設置について＞</p> <p>施設の「サービス向上委員会」に居宅介護支援事業所のケアマネジャーの視点を取り入れることで、より良いサービスにつながるのではないかと考えます。そのため居宅介護支援事業所の職員もサービス向上委員会に参画されることをお勧めします。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」に記載しています。